

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. 2013 年中高齢層の賃金・処遇に関する調査
2. 最低賃金とペナルティについて
3. 健康診断における注意点

■ 社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 2013 年中高齢層の賃金・処遇に関する調査

民間シンクタンクの産労総合研究所から、2013 年の中高齢層の賃金・処遇に関する調査結果が公表されました。

調査結果によると、40 歳から 59 歳の社員の賃金カーブは、賃金上昇幅が少なくなる「逡減型」が 31.5%で最も多く、次いで賃金上昇幅がそれまでと変わらない「延長型」(25.8%)、賃金額据え置き「横ばい型」(21.1%)の順で、40 歳以降もそのまま昇給を続ける企業は全体の 1/4 程度だということが伺えます。

60 歳代前半の社員の賃金決定方法は「個人毎に異なる」が 34.7%で最多、次いで「一律に定年時賃金の一定率を減額」が 28.8%で、減額率は平均 36.1%となっています。また賃金を決定する際、年金等の公的給付金の受給は前提としない企業が 44.5%で最多、次いで在職老齢年金と雇用保険の雇用継続給付の両方を受給することを前提に設定しているという回答が 35.4%でした。

賃金のベースアップに関しては、ベア実施の場合でも 60 歳以上の再雇用者については「適用しない」が 54.7%で過半数を占めています。高齢者雇用の義務化が進む中、60 歳代の社員の昇給を抑えると同時に 40 歳以降の社員の賃金上昇を抑制して人件費の負担が増えすぎないようにコントロールする傾向が伺えます。

参考：http://www.e-sanro.net/sri/news/pr_1308/

2. 最低賃金とペナルティについて

間もなく平成 25 年度の最低賃金が決定します。東京都の最低賃金は、現在の 1 時間あたり 850 円から 869 円に引き上げられる予定です。この最低賃金を守らずに賃金の支払いを行った場合、どのようなペナルティが課されるのでしょうか。

こちらは東京労働局から発表された送検事例です。今年 5 月の送検事例として、5 月 13 日に弁当販売業を営む個人事業主が最低賃金法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検されています。

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/souken_jirei/_110512.html

賃金不払いのケースでは労働基準法第 24 条違反(30 万円以下の罰金)も成立しますが、賃金の全部又は一部不払いの結果、支払った賃金が最低賃金を下回る場合は、上記事例のように罰則の重い最低賃金法第 4 条第 1 項違反(50 万円以下の罰金)が適用されることもあります。

従業員の賃金額を決める際、また最低賃金が改定された際には、賃金額が最低賃金をクリアしているか必ず確認しましょう。

なお、今年度の最低賃金額が確定しましたら、あらためてご報告します。

3. 健康診断における注意点

先日、弊所でも年 1 回の健康診断を実施しました。

そこで、この毎年行う一般健康診断において、よくある質問や注意点をお伝えしたいと思います。

・対象者

次の 1、2 いずれにも該当する場合、健康診断を行う必要があります。

1. 期間の定めのない契約の者

(期間の定めのある契約の場合でも、1 年以上雇用する予定であったり、契約更新により 1 年以上継続雇用している者を含みます。)

2. 1 週間の所定労働時間が通常の労働者の 3/4 以上である者

・費用負担、賃金

法律では、費用負担や受診中の賃金の支払について特に明示されていません。しかし、行政通達によると、健康診断を行うことは会社の

義務であり、費用は会社で負担すべきとされ、受診中の賃金も支払うことが望ましいとされています。

一般的に健康診断の費用を負担し、健康診断を受けている間の賃金を支払うケースが多くみられます。

・健康診断後の対応

健康診断の結果、「異常の所見」があった場合は、医師の意見を聴取し、必要がある場合は就業場所の変更や労働時間の短縮等の措置をとる義務があります。

・報告書の提出

事業所(店舗、支店等)ごとに50人以上の労働者を使用している場合に、「定期健康診断結果報告書」を労働基準監督署に提出する必要があります。

参考:

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130422-01.pdf>

～10月16日に労務行政主催のセミナーで山口が講演を行います～
テーマは「雇用形態別の就業規則作成実務」です。

http://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item_no=3436

* 講師割引として会員価格で受講できるようですので、ご興味のある方は山口までご連絡ください。

*** 毎月1回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。**

★ご要望に合わせた個別の人事・労務研修会を開催中！

<http://ameblo.jp/ys-office/entry-11543958690.html>

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Email : t-sato@ys-office.co.jp

Homepage : <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>
